

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 3月19日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 熊谷和俊

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 4月 8日から 令和 7年 4月 15日まで
開札期日	日 時 令和 7年 4月 18日 午前 10時 00分 場 所 函館地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 5月 8日 午前 9時 20分 場 所 函館地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7年 4月 22日から 令和 7年 4月 23日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 3月 19日から当裁判所記録閲覧謄写室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 函館市桔梗二丁目 |
| | 地 番 | 271番30 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 195.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 函館市桔梗二丁目 271番地30 |
| | 家屋 番号 | 271番30 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 59.62平方メートル
2階 43.06平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7年 2月12日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 熊 谷 和 俊

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 函館市桔梗二丁目 |
| | 地 番 | 271番30 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 195.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 函館市桔梗二丁目 271番地30 |
| | 家屋 番号 | 271番30 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 59.62平方メートル
2階 43.06平方メートル |

令和6年(ケ)第30号
令和6年11月6日受理
令和6年12月6日提出

現況調査報告書

函館地方裁判所

執行官 鶴見 淳

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 函館市桔梗二丁目 |
| | 地 番 | 271番30 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 195.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 函館市桔梗二丁目 271番地30 |
| | 家屋 番号 | 271番30 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 59.62平方メートル
2階 43.06平方メートル |

その他の事項

■土地について

- 1 本件土地周辺は、西方向に緩やかに下る傾斜地である。
- 2 本件土地は、南側境界付近が南側に下る法面となっているほか、概ね平坦である。
- 3 接面道路及び西側隣地（271番31）とは概ね等高に接し、東側隣地（271番29）とは約0～0.5メートル低位に接し、南側各隣地とは前記法面を介して約0.5メートル高位に接している。
- 4 本件土地は、一部がアスファルト舗装されており、その他の部分には雑草が生い茂っている（写真②）。
- 5 本件土地の東側境界付近に、コンクリート土留が設置されている。
- 6 本件土地上に、コンクリート板で囲われた花壇跡が2箇所存在し、北側の花壇跡のコンクリート板の一部が接面道路側に傾斜している。
- 7 本件土地の境界標は、四角に確認することができ、簡易計測の結果、概ね公図のとおりと推察されるが、本件土地の正確な位置及び形状等は、専門家による調査を要する。

■建物について

- 1 本件建物は、経年により損耗、あるいは汚損が見られる。
- 2 本件建物の複数の換気口フードが、損傷している。
- 3 和室の窓の障子紙が、損傷している。
- 4 本件建物内に、建物所有者所有のものと思われる衣類、家具、電化製品等が残置されている（写真③～⑤）。
- 5 ベランダ（床面積約3.31平方メートル）あり。
- 6 本件土地上に、建物所有者所有のものと思われるスチール製仮設物置（床面積約3.20平方メートル）が設置されている。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
6年11月 8日 (金) 12:10-12:25	物件所在地	占有調査 (不在)、外観写真撮影
6年11月 8日 (金) : - :	郵送	函館市役所に固定資産課税資料を交付申請
6年11月18日 (月) 9:19-9:24	物件所在地	占有調査 (不在)
6年11月26日 (火) 9:25-10:30	物件所在地	立入調査 (不在)、評価人同行、写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 6年11月26日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Aを立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



+39767.594 (座標値種別：測量成果)

地番区域見出
 桔梗2丁目
 1番30

請求部	所在	函館市桔梗二丁目				地番	271番30		
出力縮尺	1/1000	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X I	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和60年3月			備付年月日(原図)	昭和61年12月10日		補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。
 (函館地方法務局管轄)

令和6年9月12日
 東京法務局中野出張所
 登記官

請求番号：19-1
 (1/1)

(5 枚目)

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：平成6年7月15日

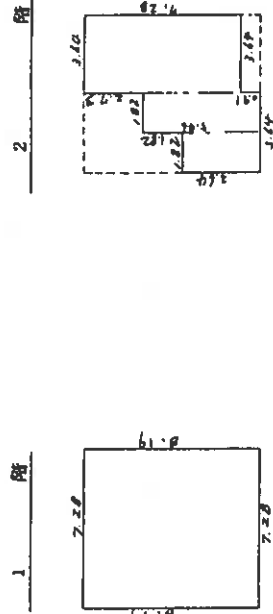
16.1358 各階平面図

建築物区
各階平

家屋番号 271番30

建築物の所在
西条市桔梗町271番地30

桔梗二丁目



$3.64 \times 7.28 = 26.4992$
 $1.82 \times 5.46 = 9.9372$
 $1.82 \times 3.64 = 6.6248$

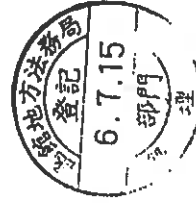
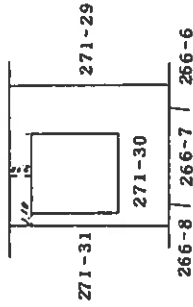
7.28 × 8.19 = 59.6232

計 43.0612

床面積 59.62㎡

床面積 43.06㎡

道路



(日本土地建物)

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

製作者

(日本土地建物株式会社連合会用紙)

これは図面に記載されている内容を説明した図面である。
(西条地方建設局管理)

令和6年9月12日

東京建設局中野出張所

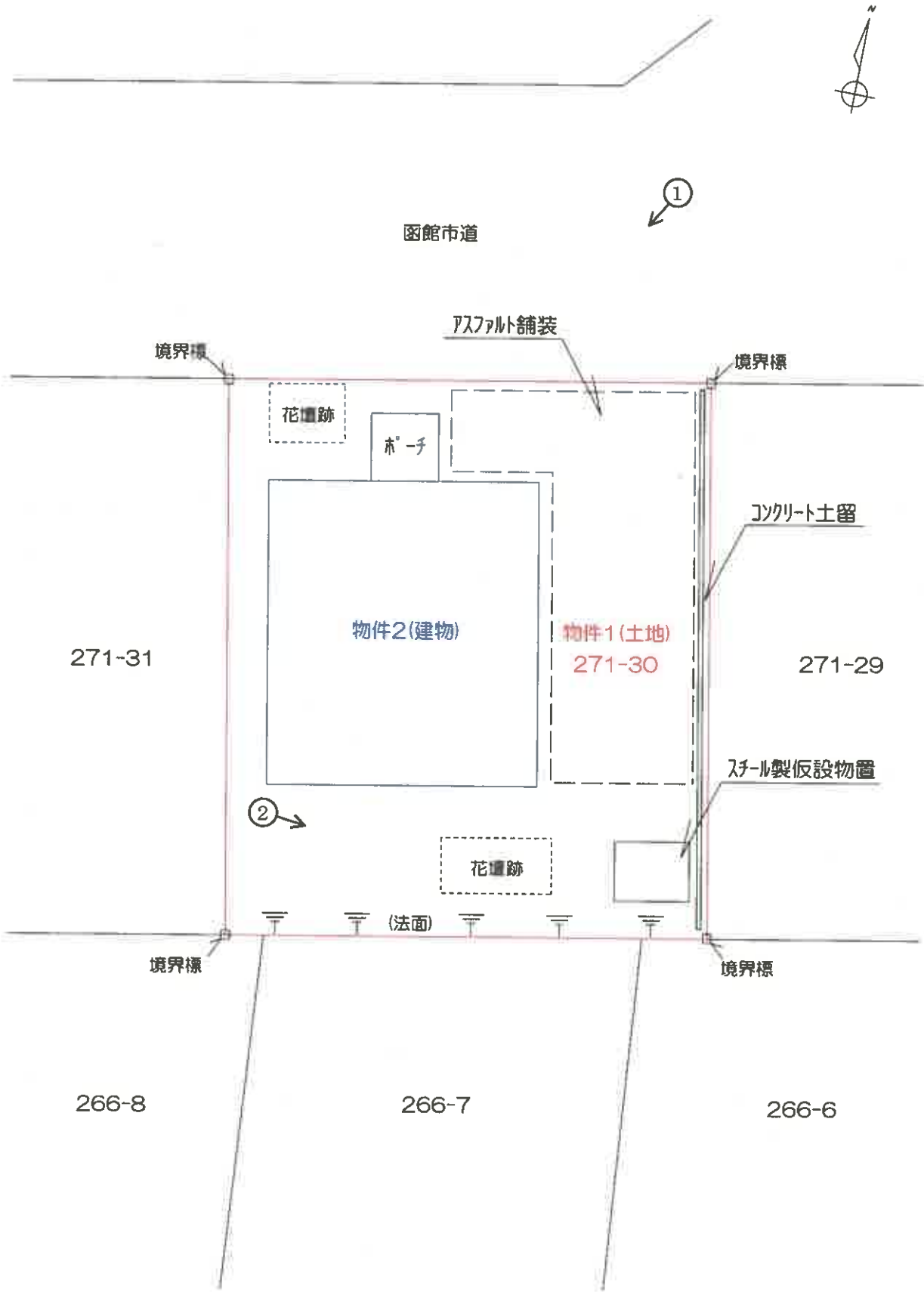
登記官

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

(6 枚目)

請求番号：19-3

《 土地建物位置関係図（概略） 》 物件1、2

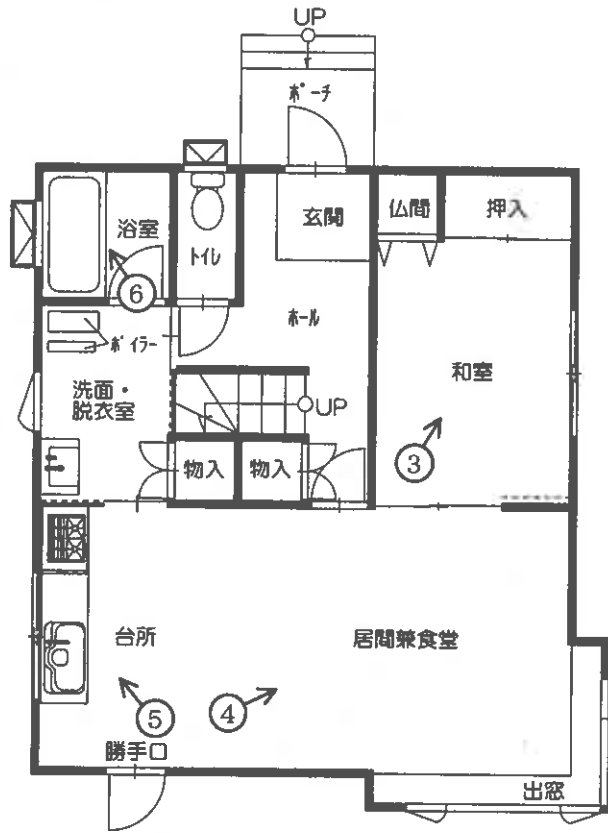


←○ 写真番号・撮影方向
(7 枚目)

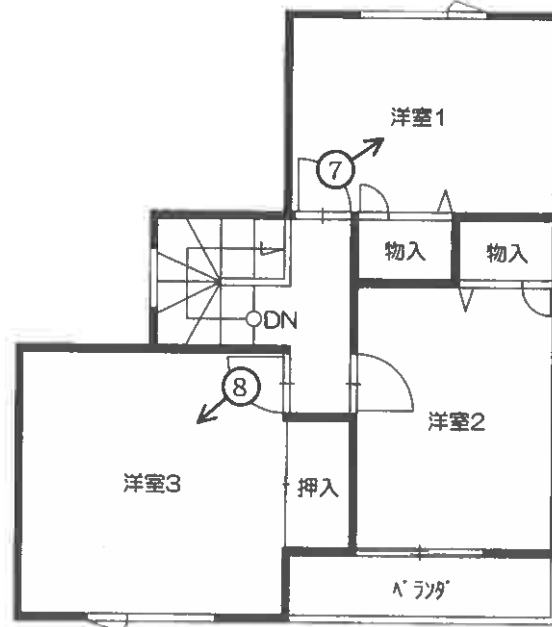
※本図は概略図であり測量等の成果ではない。

建物間取図

1階



2階



←○ 写真番号・撮影方向
(8 枚目)



写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥



写真⑦



写真⑧

令和6年（ケ）第 30号
令和6年11月26日 現地調査
令和6年12月 3日 評 価

函館地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
成 田 一 樹

第1 評価額

一 括 価 格	
金 5, 9 2 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 2, 2 3 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 3, 6 9 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1及び物件2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	函館市桔梗2丁目 271番30 宅地 195.00㎡	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	函館市桔梗2丁目 271番地30 271番30 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 59.62㎡ 2階 43.06㎡	同左
番号	特記事項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 函館本線「桔梗」駅の南東方，道路距離約1.3 k m 函館バス「南桔梗」バス停の北東方，道路距離約450m (別添位置図参照)	
付近の状況	函館市の北方郊外に所在し，主として一般住宅が建ち並ぶ住宅地域である。付近一帯は緩やかな傾斜地勢であり，街路及び各画地の配置は整然としている。西方に国道5号が認められ，沿道には各種商業施設が立地しており，日常の利便に寄与している。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域，市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 100% — 景観計画区域，立地適正化計画区域 等
画地条件	北側道路に間口約13m，奥行約15mの長方形の中間画地である。大部分は平坦であるが，南側境界付近は下りの法面となっている。	
接面道路の状況	北側，函館市道「桔梗2-14号線」，幅員約8m，舗装道路 建築基準法第42条1項1号に該当する。 本件土地は当該接面道路と等高である。	
土地の利用状況等	物件1上に物件2の建物が存する。 土地所有者が本件土地に物件2の建物を所有し，占有している。 隣接地は一般住宅地，空地である。	
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり

特 記 事 項

1. 土地及び建物等の位置関係

境界標を基準に、隣接地及び接面道路の状況を総合考慮して、巻尺等による簡易計測を行った結果、おおむね法務局備付図面のとおりであると思料されるが、不確実性があるため画地に係る詳細については測量等の専門調査を要する。

2. 土地の利用状況等

主な工作物等は以下のとおりである。現況を考慮した結果、特段の増分価値はないと判断した。なお、北側の花壇跡の一部は接面道路側に傾斜している。(土地建物位置関係図参照)

- (1) コンクリート土留
- (2) アスファルト舗装
- (3) 花壇跡 (コンクリート板による囲い)

3. 隣接地との関係

- (1) 東側隣接地は、本件土地と等高ないし約 0.5m 高位である。
- (2) 西側隣接地は、本件土地とほぼ等高である。
- (3) 南側隣接地は、本件土地より約 0.5m 低位である。

4. 供給処理施設

上水道、下水道及び都市ガスの埋設管は、別添図面のとおりである。土地及び建物への引き込み、接続に係る詳細については各所管課に確認を要する。

5. 土壌汚染の可能性

本件土地については、現地調査及び土地・建物登記簿による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染の可能性は特に確認できなかった。但し、評価人としての調査には限界があるため、土壌汚染に係る詳細については専門家による調査を要する。

特 記 事 項	<p>6. 埋蔵文化財・地下埋設物の可能性</p> <p>文化財保護法に係る周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。 また、目視による現況調査の結果、地下埋設物等の存在を確認することはできなかった。</p>
---------	--

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載):平成6年7月11日新築 経過年数:約30年 経済的残存耐用年数:約10年
仕様	構造:木造 屋根:亜鉛メッキ鋼板葺 外壁:サイディング等 内壁:ビニールクロス等 天井:ビニールクロス等 床:フローリング,畳等 設備:給湯設備等 その他:-
床面積(現況)	「第3 目的物件」記載のとおり
現況用途等	現況用途:居宅 間取り:4LDK
品等	劣る 不動産を使用することによって生ずる劣化,時の経過又は風雨等の自然的作用によって生ずる損耗が認められる。 建築後30年ほど経過した建物であり,物理的な劣化に加え,設備等に係る形式の旧式化,その能率の低下等,機能的に陳腐化している。
保守管理の状態	劣る 空き家の状態が継続している。
建物の利用状況	本件建物は住居(空き家)として利用されている。 (現況調査報告書参照)

特 記 事 項	<p>1. 建築確認等</p> <p>函館市の建築確認に係る所管課によると、本件建物については、建築確認申請及び工事完了検査に係る記録が存在する。</p> <p>2. 建物等の状況</p> <p>主な工作物等は以下のとおりである。現況を考慮した結果、建物価額に含めて評価する。</p> <p>(1) スチール製仮設物置 (約 3.20 m²)</p> <p>(2) ベランダ (約 3.31 m²)</p> <p>3. 内外装等の状況</p> <p>全般的に経年による劣化が認められる。損傷等が顕著である主な箇所は以下のとおりである。</p> <p>(1) 1階和室：障子が損傷している。</p> <p>(2) 外装：換気口フードが損傷している。(複数)</p> <p>4. 建物の利用状況等</p> <p>空き家の状態であるため、電気、水道、ボイラー等の住宅設備は正常に利用できない可能性がある。</p> <p>5. その他</p> <p>本件建物内に残置物が存在する。(現況調査報告書参照)</p>
---------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	35,500	0.95	195.00	0.90	5,918,000

ア 標準画地価格：「第6参考価格資料」記載の公示地・基準地等との規準あるいは比準価格及び類似地域所在の取引事例価格と比準した価格等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：画地条件を考慮し個別格差率を以下のとおり査定した。

※法面を考慮した格差率：-5%

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物の経過年数、敷地と建物との適応の状態等を考慮して、上記のとおり査定した。

(2) 建物価格 (物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ=エ
2	200,000	102.68	0.17	3,491,000

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法（定額法）と観察減価法を併用し現価率を査定した。

耐用年数法

※観察減価

経済的残存耐用年数 10年/経済的耐用年数 40年×(1-0.30) = 0.17

※観察減価：建物の現況、保守管理の状態等を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格(円)
	ア	イ		ア×イ=ウ
1	5,918,000	0.40	法定地上権	2,367,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

なお、土地利用権等の及ぶ範囲は現況の土地利用を考慮し、物件1の全域と判断した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ, 1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2(1)ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評 価 額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オーカ
1	5,918,000	-2,367,000		0.90	0.70	—	2,230,000
2	3,491,000	+2,367,000	—	0.90	0.70	—	3,690,000
一括価格 (合計)							5,920,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：土地と建物を一体とした複合不動産の需給動向、既述の留意事項等を総合考量した結果、市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価（敷金等）：特にない。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（函館－12）

所 在：函館市桔梗3丁目311番14
価 格：34,500 円／㎡
位 置：JR函館本線「桔梗」駅まで約600m
価 格 時 点：令和6年7月1日
地 積：189 ㎡
供給処理施設：水道，下水
接 面 街 路：南東側，幅員約6m，市道
用 途 指 定 等：市街化区域，第1種低層住居専用地域（建蔽率50%，容積率100%）
地 域 の 概 要：一般住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 4,738,500 円

物件2 2,024,992 円

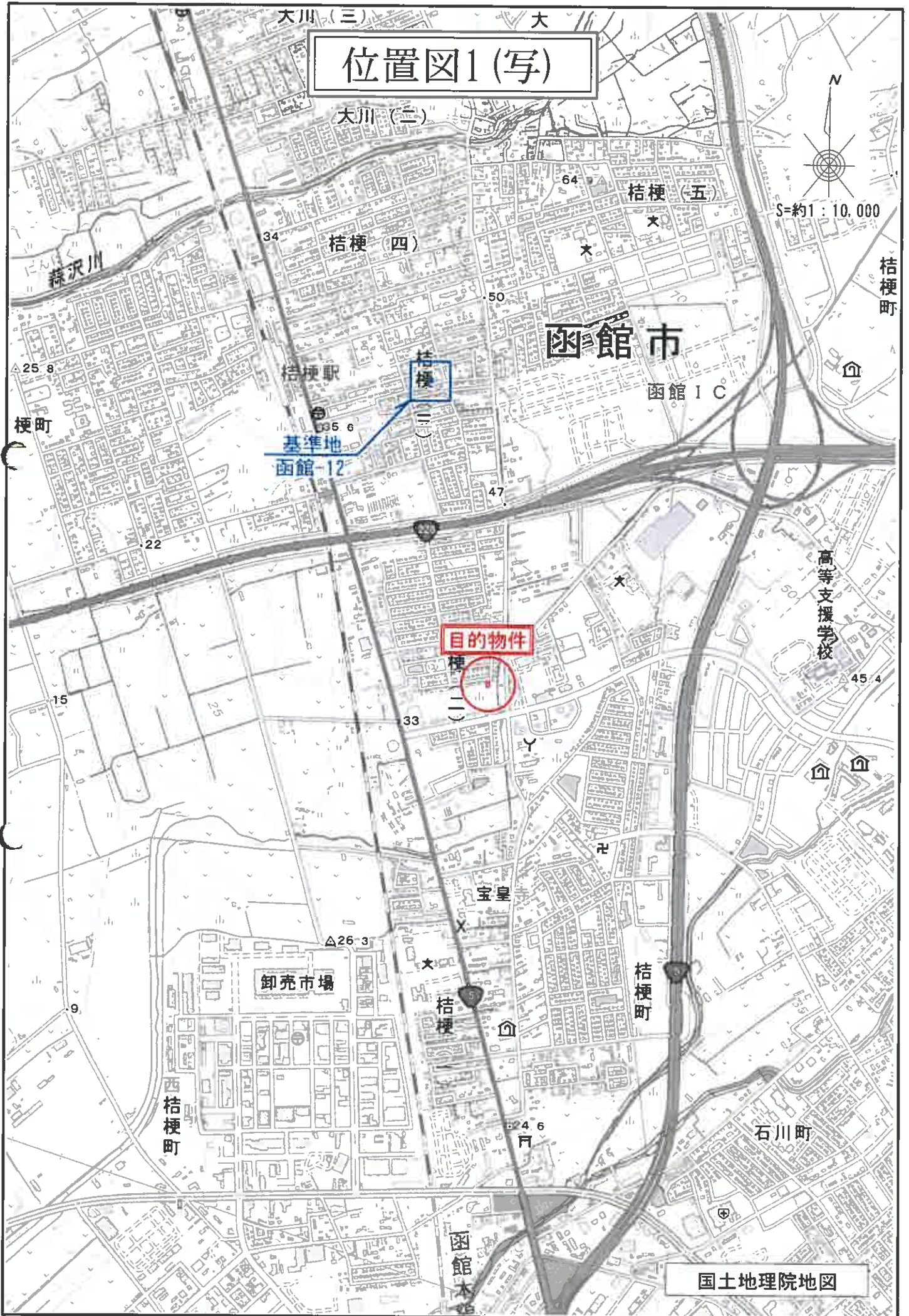
参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図(国土地理院)
- 2 公 図(法務局)
- 3 地積測量図(法務局)
- 4 建物図面・各階平面図(法務局)
- 5 道路台帳図(函館市)
- 6 上水道図(函館市)
- 7 下水道図(函館市)
- 8 ガス配管図(北海道ガス株)
- 9 土地建物位置関係図
- 10 建物間取図

以 上

位置図1(写)



S=約1:10,000

目的物件

228

位置図2 (写)



目的物件

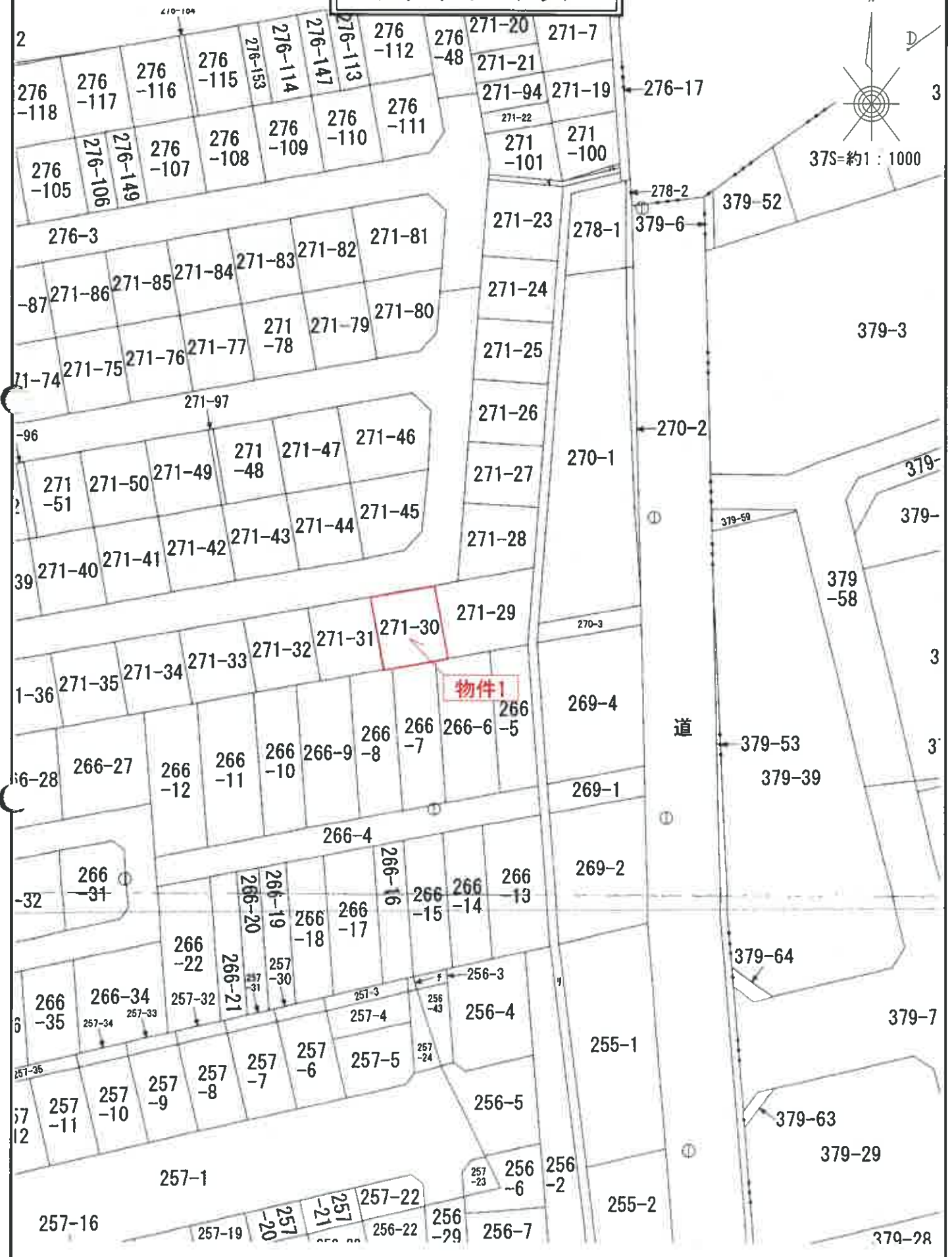
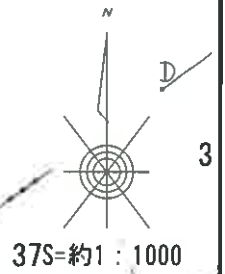


桔梗二丁目

函館市北消防署桔梗出張所

国土地理院地図

公 図 (写)



登記年月日：平成33年12月4日

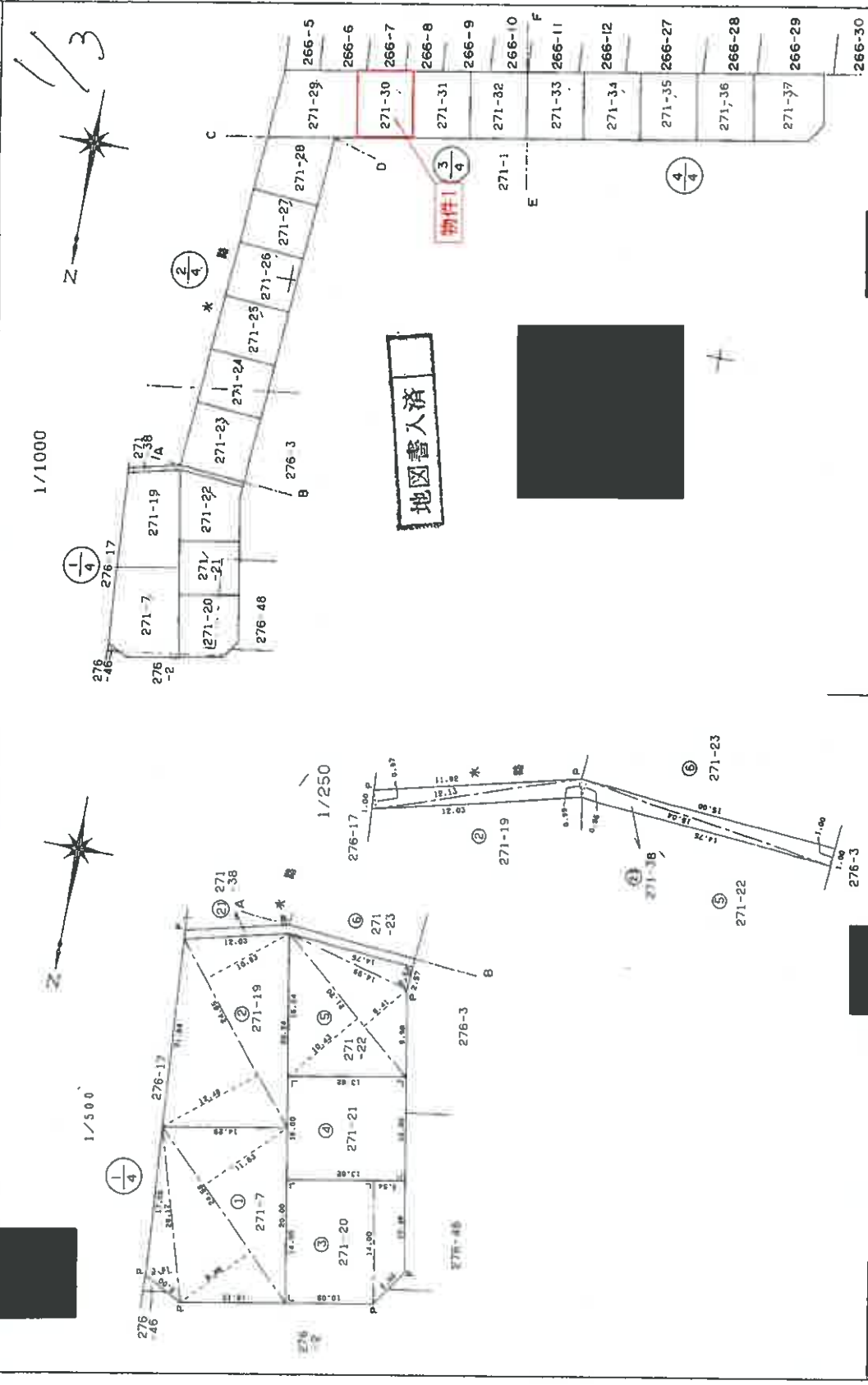
020845

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (函館地方法務局管轄)
 令和6年9月12日 東京法務局中野出張所

地籍番号	種類	境界線の種類及び境界点の記号又は点名
K'11	既設	場所
	新設	P
		各境界点

地番	271-7, 271-19 ~ 271-38
土地の所在	函館市桔梗一丁目桔梗二丁目

土地積測量所
 所在量



製作者	[Redacted]
申請人	[Redacted]
縮尺	1/1000, 500, 250

(函館土地家屋調査士会用紙)

No. 05111

申請番号：19-2 (1/3)

※この図面はA3判をA4判に縮小した図面である。

登記年月日：平成33年12月4日

020846

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（函館地方裁判所管轄）
令和6年9月12日 東京法務局中野出張所

登記簿

土地積測量
土地の所在
函館市桔梗一丁目
桔梗二丁目

地番
271-7
271-19 ~ 271-38

地図番号
271-38

271-38



縮尺 1/500

申請人

製作者

製作者

製作者

製作者

製作者

製作者

製作者

製作者

No. 05111

(函館土地家屋調査士会用品)

請求番号：19-2

※この図面はA3判をA4判に縮小した図面である。

020847

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
（函館地方方法務局管轄）
令和6年9月12日 東京法務局中野出張所

地図番号	境界線の種類及び境界線の記号又は点名	
	種類	記号
	コンクリート壁	塩ビ

地番	土地の所在
271-7 271-19~271-38	函館市桔梗一丁目桔梗二丁目

土地積測量

3/3

- ㉒ 271-29 (16.64 + 20.48) × 15.00 ÷ 2 / = 278.4000 地積 278.40
- ㉓ 271-30 15.00 × 13.00 / = 195.0000 地積 195.00
- ㉔ 271-31 15.00 × 13.00 / = 195.0000 地積 195.00
- ㉕ 271-32 15.00 × 13.00 / = 195.0000 地積 195.00
- ㉖ 271-33 15.00 × 13.00 / = 195.0000 地積 195.00
- ㉗ 271-34 15.00 × 13.00 / = 195.0000 地積 195.00
- ㉘ 271-35 15.00 × 13.00 / = 195.0000 地積 195.00
- ㉙ 271-36 15.00 × 13.00 / = 195.0000 地積 195.00
- ㉚ 271-37 15.00 × 12.46 / = 186.9000
(11.47 + 15.00) × 3.54 ÷ 2 / = 46.8519
計 233.7519 地積 233.75
- ㉛ 271-38 (0.95 + 1.00) × 15.04 ÷ 2 / = 14.6640
(0.97 + 0.99) × 12.13 ÷ 2 / = 11.8874
計 26.5514 地積 26.55
- ① 271-7 (9.86 + 11.63) × 24.58 ÷ 2 / = 264.1121
20.12 × 3.61 ÷ 2 / = 36.3166
計 300.4287 地積 300.42
- ② 271-19 (12.48 + 10.83) × 24.65 ÷ 2 / = 287.29575 地積 287.29
- ③ 271-20 14.00 × 10.08 / = 141.1200
(10.46 + 14.00) × 3.54 ÷ 2 / = 43.2942
計 184.4142 地積 184.41
- ④ 271-21 12.00 × 13.62 / = 163.4400 地積 163.44
- ⑤ 271-22 (6.41 + 10.43) × 21.20 ÷ 2 / = 178.5040
14.99 × 2.53 ÷ 2 / = 18.96235
計 197.46635 地積 197.46
- ⑥ 271-23 (15.02 + 15.11) × 15.00 ÷ 2 / = 225.9750 地積 225.97
- ⑦ 271-24 15.00 × 12.50 / = 187.5000 地積 187.50
- ⑧ 271-25 15.00 × 12.50 / = 187.5000 地積 187.50
- ⑨ 271-26 15.00 × 12.50 / = 187.5000 地積 187.50
- ⑩ 271-27 15.00 × 12.50 / = 187.5000 地積 187.50
- ⑪ 271-28 (12.16 + 16.00) × 15.00 ÷ 2 / = 211.2000 地積 211.2000

製作者	申請人	縮尺

(函館土地家屋調査士会用品)

No. 05137

※この図面はA3判をA4判に縮小した図面である。

登記年月日：平成6年7月15日

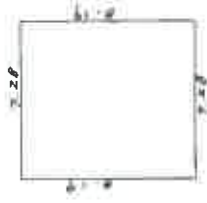
161358 各階平面図

建物図面

家屋番号 271番30
 建物の所在 函館市栢木町271番地30

桔梗二丁目

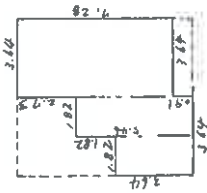
1 階



7.28 × 7.58 = 55.6232

床面積 59.62㎡

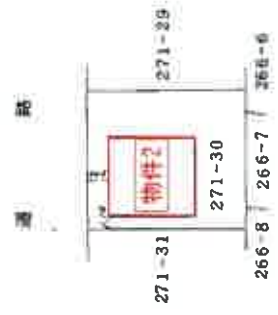
2 階



3.64 × 7.28 = 26.4992
 1.82 × 5.46 = 9.9372
 1.82 × 3.64 = 6.6248

計 43.0612

床面積 43.06㎡



(日調第 12)

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(相対位置関係)

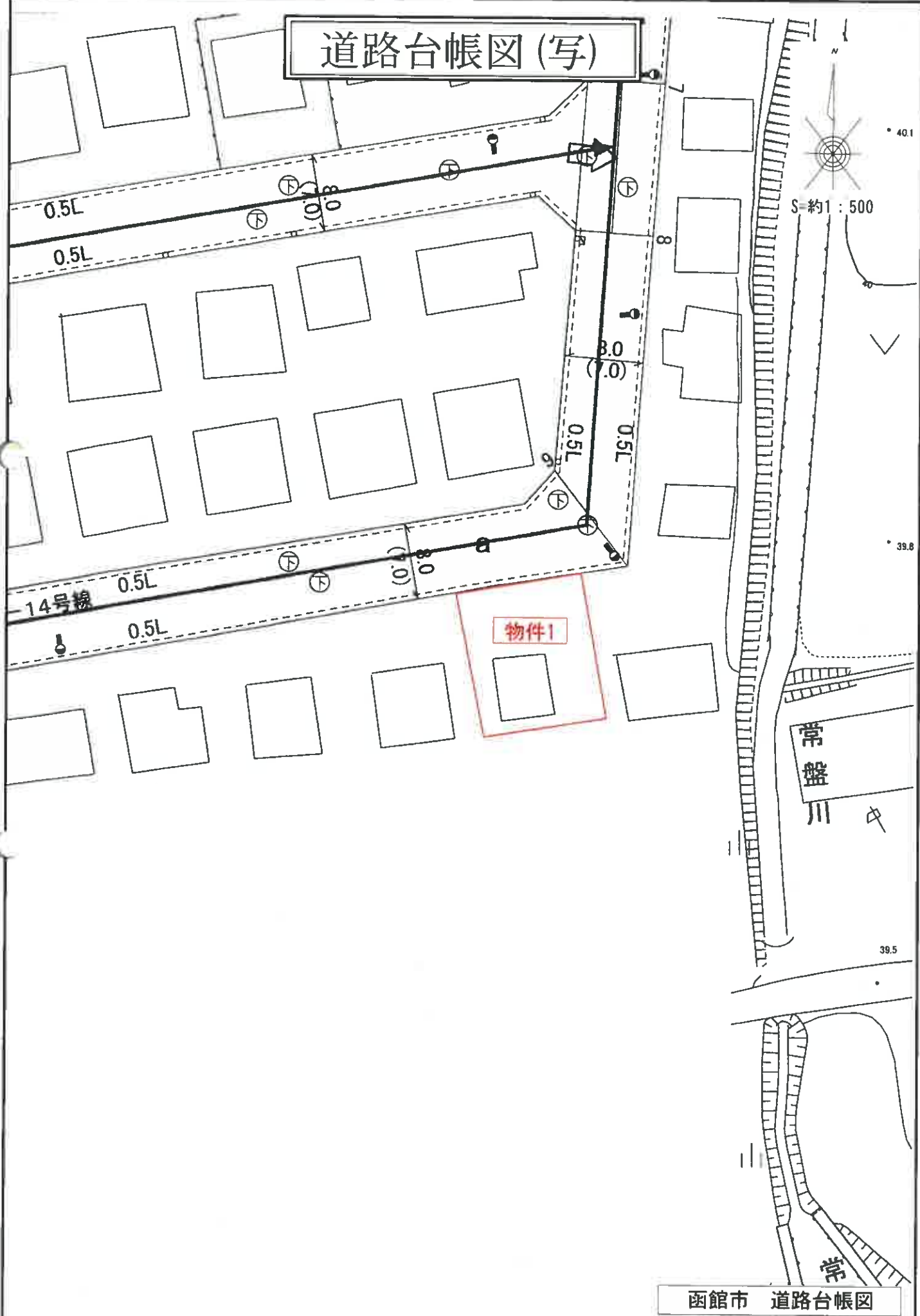
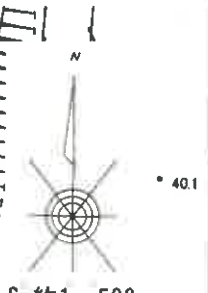
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 函館地方支務局 管轄
 令和6年9月12日 東京支務局中野出張所

請求番号：19-3

※この図面はA3判をA4判に縮小した図面である。

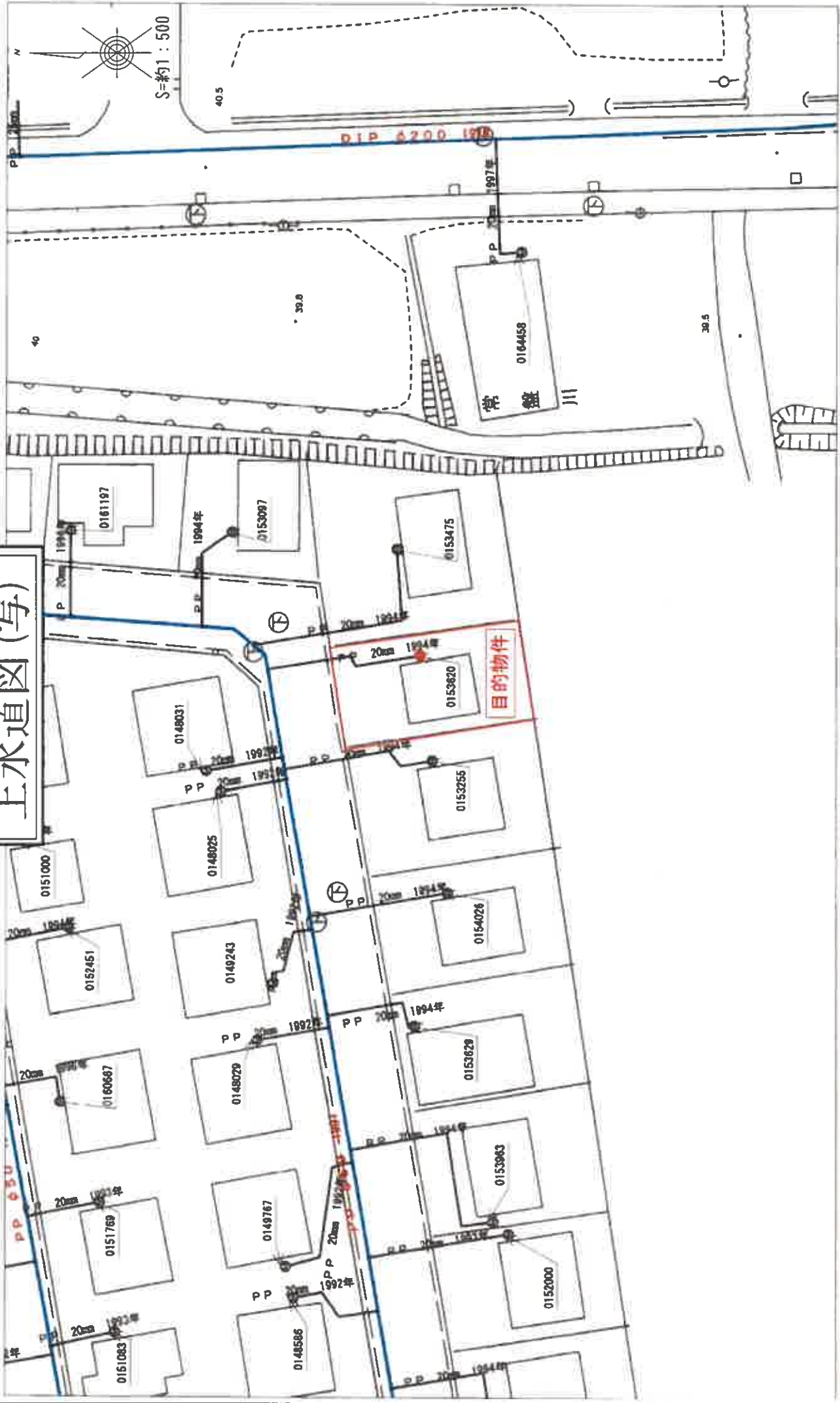
(日本士業登録士会連合会用紙)

道路台帳図 (写)



常盤川

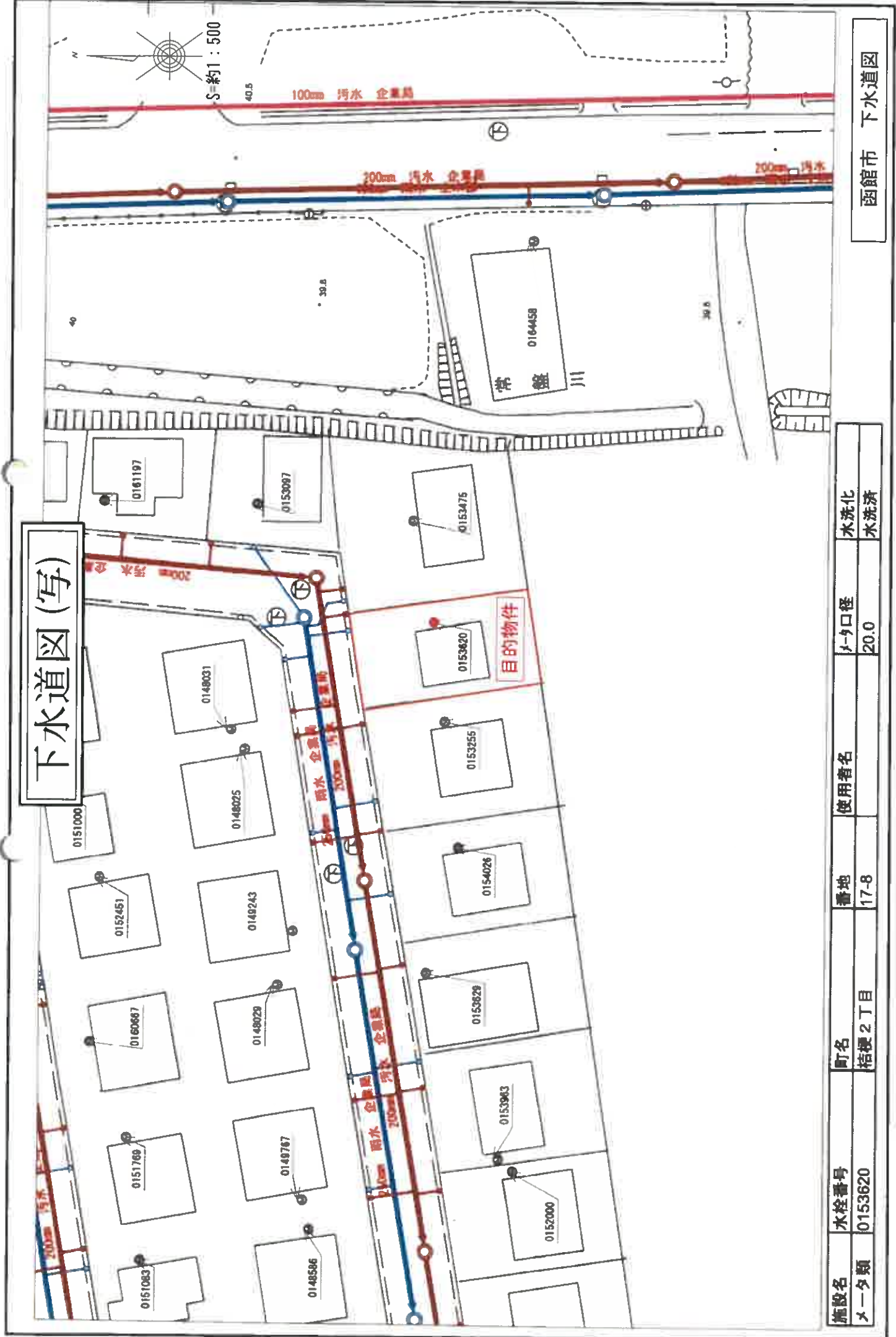
上水道図(写)



函館市 上水道図

施設名	水栓番号	町名	番地	使用者名	メータ口径	水処理
メータ類	0153620	桔梗2丁目	17-8		20.0	水洗済

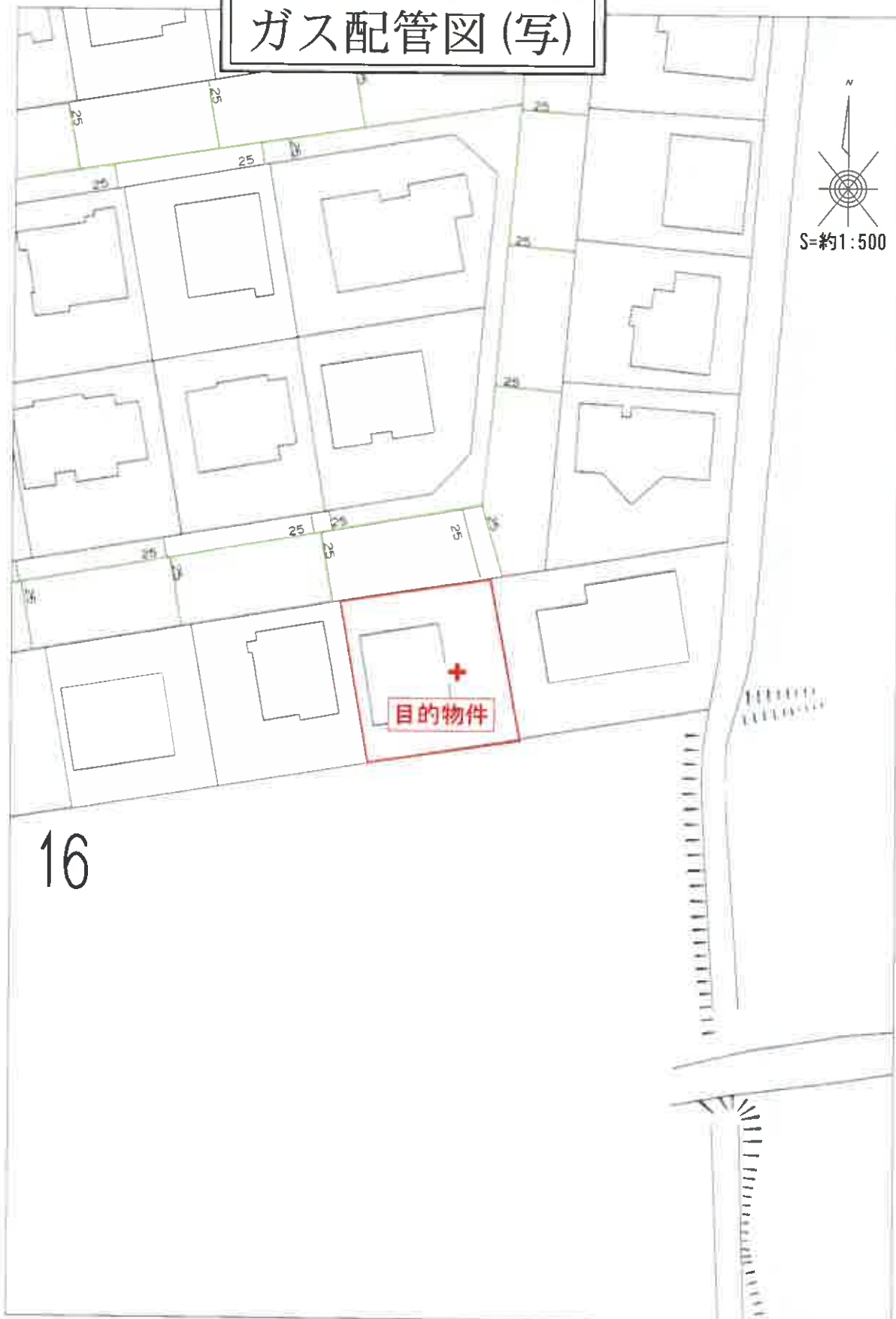
下水道図(写)



施設名	水栓番号	町名	番地	使用者名	メ-タ径	水洗化
メ-タ類	0153620	桔梗 2丁目	17-8		20.0	水洗済

函館市 下水道図

ガス配管図 (写)



■ ガス管圧力の種類と凡例 用途

- (1) 高圧 中圧A ■ 無断なし、主に移送用のみ
 - (2) 中圧B 中間圧 ■ 移送用と主に産業用途
 - (3) 低圧 ■ 家庭用等の一般用途
- ※高圧、中圧A・B、中間圧 は一般用途にはご利用になれませんのでご注意ください

■ ガス埋の凡例

- ・13A 網掛けなし
- ・LPG 網掛けあり

《 土地建物位置関係図（概略） 》



函館市道

アスファルト舗装

境界標

境界標

花壇跡

ポーチ

コンクリート土留

271-31

物件2(建物)

物件1(土地)
271-30

271-29

スチール製仮設物置

花壇跡

(法面)

境界標

境界標

266-8

266-7

266-6

※本図は概略図であり測量等の成果ではない。

建物間取図

1階



2階

